

第3章 司法通訳

近年、外国人が関わった犯罪や裁判について、さまざまな問題が報道されている。二〇一二年一月には、一九七七年に東電OL殺人事件で無期懲役が確定していたネパール国籍のゴビンダ・プラサド・マイナリさんに再審無罪判決が言い渡された。この事件ではDNA鑑定が非常に重要な争点となっており、おおいに注目が集まったが、取り調べや法廷での通訳がうまく機能していかどうかには、ほとんど注意が払われなかった。関係者によると、通訳はおおむねスムーズにおこなわれており、ほとんど問題はなかったということである。

一方、過去に、司法通訳の正確性が問題になって大きく取り上げられた事件がいくつかある。これは、通訳の正確性が公正な裁判の実現に大きく関わっているのだという認識が生まれてきていることの証拠である。しかし、これらの多くが英語通訳ときの事件であった。つまり、検証しやすいから問題になったのである。このように、その重要性について認識が高まる一方で、言語の多様性や人材の不足を背景に、少数言語の場合、実際に何が起きているのか、その実態がなかなか把握できないという闇の部分をかかえているのが司法通訳の世界である。

本章では、司法通訳の現状、司法通訳に関わる問題、司法通訳人のあり方など司法通訳の世界を概観していこう。

放火事件の公判で——司法通訳の現場から

放火事件で訴えられたナイジェリア人の公判の一部を追ってみたい。

通訳人のBさんは、アパート放火事件の裁判を頼まれた。放火事件だから裁判員裁判だ。二四歳のナイジェリア人が酒に酔い、ふだんから仲の悪い職場の同僚の住むアパートにやってきて、留守だとわかるとアパートの窓ガラスを拳で割り、外に積んであった古雑誌の何冊かにライターで火をつけ、部屋のなかに投げ込んで部屋を全焼させた事件である。被告人の母語であるイボ語の通訳者はいないので、第二言語である英語の通訳者のBさんが法廷通訳人として任命されたのだ。

Bさんは、事前に起訴状や、検察官と弁護人の冒頭陳述要旨の原稿はもちろんのこと、他に放火現場の見取り図や実況見分調書など、資料数点を入手している。起訴状や冒頭陳述は前もって全訳を用意しておき、公判では状況に応じて検察官や弁護人がそれを読み上げるのに合わせて、ワイヤレス・システムを利用し、用意した訳文を逐次で、あるいは同時に読み上げることになる。他の資料も目を通しておき、訳しにくい表現などないか確認しておく。準備は万端である。

公判が始まった。通訳人の宣誓、被告人の人定質問、起訴状朗読、黙秘権告知、罪状認否と、冒頭手続きがお決まりの進行で無事終了し、いよいよ証拠調べ手続きに入った。最初は検察官の冒頭陳述である。この部分は通訳人がワイヤレス・マイクを使って、事前に用意した訳文を同時に読み上げることになる。検察官はパワーポイントで

スライドを提示しながら話を進めていく。スライドは裁判員の前に設置されたモニターには映し出される。傍聴人用には壁に大型モニターが設置してある。

ところが、通訳人のBさんにとっては、とても困ったことになった。なぜなら、パワーポイント資料は事前にも送ってもらっていないからである。しかも、法廷のモニター画面は、通訳人席からは斜めになっていて見にくい位置にある。Bさんは、裁判長にその旨を伝え、自分も何とか資料を見られるようにしてほしいと訴えるのだが、検察官は通訳人に渡す分のハードコピーを用意していない。しかたがないので、Bさんは椅子の位置をずらして、書記官席の前にあるモニターを見るようにした。冒頭陳述が始まった。検察官は、事前に提出して通訳人に渡っている冒頭陳述要旨と内容は同じだからそのまま訳せばいいと言っていたので、Bさんは不安をかかえながらも通訳を開始した。

訳していくうちにBさんは、検察官の話す文言が、事前に入手した原稿とまったく同じというわけではないのに気づいた。従来型の裁判では、冒頭陳述は書面どおりに早口で読み上げられるのが普通だったが、裁判員裁判では、検察官も弁護人も裁判員を意識したプレゼンテーションをする。パワーポイント資料を見せながら、裁判員にわかりやすく説明していくので、原稿どおりの話し方にならない場合もあるし、通訳人は訳文から目を上げて適宜モニターを目で追っていかなければならない。下を見たり、上を見たりで、訳文同時読み上げとしては、たいへんやりにくい。

何とか無事に検察官の冒頭陳述の訳出を終え、今度は弁護人の冒頭陳述である。弁護人はパワーポイント資料は使わないらしい。Bさんはほっとした。ところが、冒頭陳述が進むにつれ、話の骨子は確かに同じだか、表現が大幅に原稿から外れる箇所がところどころあることに気づき、Bさんはどぎまぎしてきた。そのうち、突然、まったく原稿になかった内容が弁護人の口から語られはじめた。通訳人としては、ぶっつけ本番で訳すしかない。原稿ど

おりを期待して全訳を用意してきただけに、そういう事態は非常にやりにくい。冷や汗をかきながら、弁護人の冒頭陳述もなんとか終えた。

法律家は裁判員裁判ではいかに効果的にプレゼンするか最後まで内容を練るので、ときには公判直前になるまで、冒頭陳述要旨の最終版がで上がらないことがある。Bさんの入手した原稿も、どうも最終版ではなかったらしい。これでは、完璧な全訳を用意してきても、あまり意味がなかった。いきなりその場で訳した部分は、おそらく話された内容のせいぜい七割くらいしか訳出できなかっただろう。

さて、いったん休廷となり、午後から手続きの再開である。

午後は、検察官からの実況見分調書の説明、関係者の供述調書や陳述書の朗読がおこなわれたが、Bさんは資料をすべて事前に入手できていたので、問題なく通訳できた。そして、いよいよ証人尋問である。質問と答えを逐次で通訳するのが通常である。

証人は放火当時、そのアパートの前を通りかかった三〇歳のOLである。まず検察官からの主尋問だ。証人は、帰宅途中にアパートの前にさしかかったさいに、アパートの一階あたりからガラスの割れる音を聞いたので、気になって立ち止まって見ていると、黒い服を着た男がアパートの正面扉を開け、急いで出てきた。証人にぶつかりそうになり、一瞬目が合ったが、あわてて走って逃げていったという内容の証言を淡々と話す。最後に検察官の「そのときの男はここにいますか」というお決まりの質問に対し、証人は「はい、そこにいる被告人です」と締めくく

る。

次に弁護士からの反対尋問である。主尋問だけですでに三五分経過していた。通訳人はBさん一人である。さすがに疲れていたのか、裁判長が一時間の休廷を命じたときにはほっとした。実は、Bさんは、仕事を依頼されたときに、通訳人は一人でいいのか裁判所から尋ねられたが、裁判員裁判は初めてで、どれほど疲れるのか予測がつか

なかったし、通訳を要する他の裁判員裁判でも、通訳人一人でおこなわれるケースが多いと聞いていたので、つい、一人で大丈夫ですと言ってしまったのを多少後悔し始めていた。

休廷時間も終わり、いよいよ反対尋問である。被告人は、放火の現場には行っていないと無罪を主張している。ガラスを拳で割ったときにできたと思われる切り傷は、その日、呑み屋で酔っぱらって帰りぎわに、空き瓶やガラスの破片が入っているごみ箱にぶつかり、倒れ込んだときにけがをしたと主張している。弁護人の証人への質問は次のようなものであった。

Q あなたは、ガラスの割れる音を聞いたと証言しましたが、どのような音でしたか。

A ガチャンというような音でした。

Q ガチャンというのは、どのようなもので割ったときの音ですか。

A 堅いものをぶつけて割ったような……。

Q 激しく割れる音ですね。でも、拳は人間の手ですからね。そのような柔らかいもので割ったときの音とは違うんじゃないですか。

ここで、検察官が「異議あり！」と割り込む。

「弁護人は自分の意見を押しつけています」

裁判官から異議が認められ、弁護人は質問を変える。

Q あなたは、その時の音は、堅いものをぶつけて割った音だと感じたわけですね。

A うーん、拳も堅いと思うし、勢いをつければ……。でも、もしかしたら、ガチャンというよりも、バリンというような音だったようにも思います。

Bさんは、ガチャンとかバリンといった擬音をどう訳し分けるか悩んだ結果、とりあえず、「ガチャン」には“crash”という動詞を使って訳した。でも、「バリン」のほうは言葉が出ずに困っていると、裁判長が言葉をはさみ、以下のようなやりとりになった。

裁判長 通訳人、今のガチャンという表現やバリンといった表現は訳せるのですか。

Bさん 英語には擬音は少ないので、訳すことができません。「ガチャン」は動詞で訳しましたが、「バリン」はどう訳すのか悩んでいます。

裁判長は、「弁護人、通訳がついているので、証人が擬音を使わなくてもいいように言い換えて質問することはできますか？」と弁護人に注意をうながした。弁護人はしかたなく質問を言い換える。

弁護人 あなたが聞いた音は、堅いものどろろしがぶつかって激しくばらばらに砕けて飛び散るような音でしたか。

ふたたび検察官から「異議あり！」

そのような形で長々と証人尋問が続いた後、裁判員の質問の番になった。

裁判員 通訳人はガチャンとガラスが割れるという発言を「break」と訳していましたが、これは粉々に砕けるときに使う英語表現です。そこまで、粉々になっているというわけではないのでは……？

この裁判員は英語ができるらしく、細かいことまでこだわっているようだ。

このように、「ガラスが割れる」という状況を表現するだけで、法廷で延々とやりとりが続いた。擬声語や擬態語を訳すことの難しさをあらためて実感する場面だが、ここまで正確な訳出にこだわる裁判官はそれほど多くない。しかし、近年、通訳のメカニズムを理解し、注意を配る裁判官も増えているようだ。

次の日は、午前中にもう一人の証人に対する尋問、午後からは、被告人質問、さらに弁論手続き、検察官の論告求刑、弁護側弁論、被告人最終陳述、と三日にわたって裁判は続いていったが、場面の紹介はこのあたりまでにしよう。

外国人犯罪と司法通訳

では、司法通訳とはどんな仕事か、何が求められるのかを順に考えていきたい。

一九八〇年代後半以来、オーバーステイや不法就労といった入国管理法違反を中心に、外国人の犯罪が増え